

田収発第1760号

平成15年9月3日

青森県知事 殿

田子町長

中村 隆 一

「県境不法投棄事案に係る青森県の原状回復方針及び現地処理施設建設に対する県の考え方」について田子町としてお尋ねしたい及び確認したい事項

このことについて、平成15年8月23日青森県が開催した住民説明会において疑義があったことをとりまとめ、お尋ねしたい及び確認したい事項として別添のとおり提出させていただきますので、至急ご回答下さるようお願い申し上げます。

担当：民生課 課長 中澤 一郎

TEL 0179-20-7113

Fax 0179-32-4294

「県境不法投棄事案に係る青森県の原状回復方針 及び現地処理施設建設に対する県の考え方」 について田子町としてお尋ねしたい及び確認したい事項

平成15年9月3日

はじめに

平成15年7月21日に三村申吾新青森県知事が田子町にお出でになり、その対話集会の挨拶で、本事案に対する青森県の責任を痛感しお詫びされるとともに、町民の理解と協力を仰ぎつつ県民・町民の目線に立って、住民の不安の解消、安心と安全の確保を第一に原状回復に取り組むと表明されました。

一方、田子町では、住民説明会や合同検討委員会等の審議において明確な対応策が示されていないことによる住民の不安の解消及びこの事件の早急な解決を図り、かつ、今後県が策定する対応策に対して田子町としての意見・提案・要望を反映させるために、町民の要望に基づき「県境産廃不法投棄事件の対応に係る田子町の意見を集約するための委員会」を設置した中で、回を重ねた審議により、7月30日に田子町の住民総意の願いを集約した意見を取りまとめました。

そして、知事発言のように、住民の視点に立った上で、田子全町民の願いを真摯に受け止め、住民が一日でも早く安心して過ごせる原状回復及び環境再生対策を早急に策定して頂くため、町民の願いを込めた意見書を、8月5日に直接知事に提出させて頂いたところであります。その席上知事は、この意見書を踏まえ慎重に考えるとのことのお答えをされました。

その後青森県においては、8月20日に原状回復方針等について発表し、8月23日に田子町において住民説明会を開催されたところであります。

しかしながら、青森県の発表した原状回復方針及び現地処理施設建設に対する県の考え方は、田子町の住民が一生懸命考え真剣な気持ちで集約した意見というものに対するお答えとして、原状回復方針については期待していた進み方とはなっていないものであるとともに、現地処理施設建設に対する考え方にいたっては誠に素っ気ない回答であったと言わざるを得ません。

住民の目線に立って地元の意思を尊重すると言う知事の発言に期待していた住民としては、その声が届かなかったこと、真摯に住民の意思を尊重したならそのようなお答えにはならなかったのではないかということに対して誠に残念に思っています。

このため、田子町としては、青森県が住民の集約した意見の重みを再度受け止めて頂くとともに、厳しい県の財政事情を背景に住民の我慢を求めることがないよう、「県境産廃不法投棄事件の対応に係る田子町の意見を集約するための委員会」において、以下に掲げる各事項について青森県にお尋ねするとともに確認したい点について取りまとめました。

これらについて十分町民が納得し、かつ、理解できる回答を青森県にして頂くことが、双方の理解の上に立ったこの事案の解決に進むための第一歩となると考えております。

つきましては、9月中旬を目処として、田子町に文書でもってご回答頂くよう、また、回答後には住民説明会で青森県が約束された次回の説明会を早急に開催するようお願い申し上げます。

1 原状回復方針について

(1) 「原状回復については、馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散の防止を最優先することを基本方針として、」について

- ① 汚染拡散緊急防止対策として、仮設の浄化施設をいつ設置し、いつ稼働を始めるのか、その具体的期日をお知らせ頂きたい。
- 田子町の集約した意見でも指摘しているように、現場から拡散・流れ出ている汚染水がラグーンにおいて地下浸透してどこに行っているかわからない現状から、直ちに浄化施設を設置し稼働すべきである。
 - 9月になり台風の襲来や秋雨前線による大雨も予想される。8月9日の台風10号来襲の時も県はただ監視しただけである。周辺住民や農業を行っている住民の今現在の不安な気持ちを考えて頂きたい。
 - 7月21日に知事がお出でになったときの質疑の中で、「何よりも急ぐことは雪の降る前に進入作業路を確保して手を着けていくこと」と言われているが、優先順位は道路ではない。第一の優先事項はラグーンにおける汚染水の緊急な拡散防止対策である。さらに、現場中央堰堤上流部に池となり溜まっている最も汚染されている水がいつ溢れ出すかわからないことも住民の不安であり、この池の水の処理もあわせて実施して頂きたい。
 - この汚染拡散緊急防止対策は、国の特別措置法の事業の採択を待ってられない。県単独事業で明日からでも実施すべきである。仮設であっても浄化施設の設置の必要性は、最終の合同検討委員会で、国の委員から特措法に基づく実施計画による事業を待たず現行制度によりできるところから早く着手する姿勢を示すべき、と指摘されている。予算が云々の理由で直ちに実施しないとすれば、行政の怠慢を指摘されてもやむを得ないであろう。
 - 電気がない等の理由による先延ばしは認められないと考えている。発電機を設置・稼働させれば直ちに実施できるはずである。
- ② バークを敷き詰めた排水路による簡易な浄化対策について、次の点をお知らせいただきたい。
- i) 平成14年10月18日に設置した実験箇所でのこれまでのバークの交換回数及びその実施日
 - ii) 平成14年12月9日に着手した2箇所の排水路でのこれまでのバークの交換回数及びその実施日
 - iii) 設置効果などを調査していればその成果がわかる調査結果

(2) 「不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう原状回復対策を早急に実施したいと考えております。」について

- ① 「不法投棄現場」にはラグーン及びその周辺も含まれている、という8月23日開催の住民説明会における青森県の見解に相違はないか。
- ② 「周辺の土壌環境と同等」とは、文字どおり、田子町の集約した意見における「元の自然状態」と同じなのかどうか、あらためて青森県の見解を求めたい。
 - 周辺とは、不法投棄現場外の山林・牧草地を指すと考えるが、周辺は元来良好な自然環境であることは論を待たない。「原状回復」の目標は当然、「元の自然環境」を目指すべきものである。
 - 8月23日開催の住民説明会において青森県は、「土壌環境基準以下を判断基準としたい」という旨の発言をされたが、通常「周辺の土壌環境と同等」とは、元の自然状態のように何にも汚染されていない・影響を受けていない状態のことと理解するのが自然であり、「土壌環境基準を満たせば、周辺の土壌環境と同等」という、飛躍した論理に立つこの発言はとうてい受け入れられるものではない。
 - そもそも、(土壌)環境基準は、あくまでも人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として目標を定めたものであり、これは最低限維持すればいいというものではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標である。
 - それでもなおかつ、青森県の判断基準が「土壌環境基準以下」であって、この基準を下回れば「周辺の土壌環境と同等」であるという主張に固執するならば、田子町との認識の相違を明白にするためにも、この知事発言の一部文言を撤回して「土壌環境基準以下」と訂正した上で、後日青森県の考え方を公式に表明すべきである。

(3) 「そのためには、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本といたします。」について

- ① 「廃棄物及び汚染土壌」と併記していることは、廃棄物と汚染土壌は別のものであると理解してよいか。
- ② 田子町の集約した意見において定義した「汚染土壌」とは、「不法に投棄された廃棄物によって汚染された土壌環境基準を超える土壌及び土壌環境基準を満たしても性状等から生活環境保全上支障の可能性のある土壌」のことをいうが、青森県の考え方がこれと一致するのか、あらためて見解を求めたい。

- 田子町の集約した意見においていう全量撤去とは(定義)、次に掲げる①～③の廃棄物及び土壌の全量を撤去することである。
 - ① 現在の調査による推定約67万 m^3 とされる不法に投棄された廃棄物
 - ② 不法に投棄された廃棄物によって汚染された土壌
 - ③ ②の土壌以外で生活環境保全上の支障の可能性のある土壌
 - ※1 ②の汚染された土壌とは、土壌環境基準を超えるものとする
 - ※2 ②の汚染土壌の判定に当たっての調査の方法については、青森県が設置する「県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」での検討に委ねるが、今後田子町が設置予定の「住民協議会」の意見に基づき田子町民の理解の得られる方法によること
 - ※3 ③の土壌とは、分析調査による土壌環境基準を満たしていても、調査地点周辺の滞留水・地下水が地下水の環境基準を超えるものやその性状等から生活環境保全上の支障の可能性のある土壌であって、その判定は「住民協議会」の意見に基づき田子町に委ねられるべきこと。

- 平成14年3月2日開催の住民説明会で、「廃棄物は、焼却灰主体、堆肥様物主体、汚泥主体、RDF様物主体の4種類でその推定量は約67万 m^3 と見積もられる」としており、また、平成15年6月9日住民説明会で、「パーク堆肥主体18.3万 m^3 、焼却灰主体26.2万 m^3 、RDF様物主体5.5万 m^3 、汚泥主体7.4万 m^3 、一時仮置場3.3万 m^3 、中間処理施設6.3万 m^3 合計67.0万 m^3 」と説明しているように、これまで67万 m^3 が廃棄物であるとの説明しかなく、「汚染土壌」という概念を一切説明していない。

- 常識的に言えば、汚染土壌とは廃棄物によって汚染された土壌であって、廃棄物67万 m^3 に加えて汚染土壌があるのではないかというのは、一貫してこれまで住民側が指摘してきたことであり、かつ、その調査を実施して頂きたいと要望してきた事項でもある。青森県はあえてその問いに答えずにこれまで看過してきたのである。

- そうした中で、8月23日開催の住民説明会において青森県は、「67万 m^3 の中に含まれる覆土材として使われてきた土壌が汚染されており、それを汚染土壌と考えている」、「廃棄物の中に混ざっているのが汚染土壌」という旨の発言をされたが、この考え方は、これまでの住民への説明と一貫性を欠いたもので、かつ、基本認識について一線を画するものであることから、この青森県の考え方が変わらないとすれば住民への説明を一からやり直して頂きたい。

- 住民へのこれまでの説明では、不法に投棄された廃棄物が67万 m^3 であって、住民の認識する汚染土壌とは廃棄物によって汚染された土壌のことであり、それが一般的に素直な考え方ではないのか。

- 岩手県では、平成15年7月24日に公表した「青森・岩手県境地区における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画(仮称)案(骨子)」(以下「岩手県の実施計画案」という。)において、不法投棄廃棄物等の概要で、特管相当廃棄物は129,200トン、その他の廃棄物58,800トン、全体総量で188,000トンと推定したほかに廃棄物で汚染された土壌が83,800トンと推定し、この廃棄物で汚染された土壌を「汚染土壌」としているように、廃棄物と汚染土壌を明確に区分している。これが筋道が立った考え方であろう。

○ 一方、同時に「汚染土壌として判定されたものはこれまでの調査ではないが、実施計画の策定のための精密な調査を行い、汚染された土壌と認識されれば撤去の対象とする」という旨の発言は評価したい。ただし、「汚染された土壌と認識されれば」の認識する主体は当然住民に委ねられるべきであることは言うまでもない。

③ 「基本といたします」の基本とは何であって、基本以外とは何なのかの青森県の見解を求めたい。

○ 「全量撤去いたします」とならない理由は何なのか。「基本と」という枕詞をなぜわざわざいれて、住民の理解に苦しむ表現としているのか。

○ 「基本」とすることの青森県のねらい・本心は一体何なのか。再利用や有効活用をできるだけ多くしたいという、いわば実態は部分撤去で、言い回しを「廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本」に変えただけではないのか。全量撤去の定義・解釈について曖昧で、青森県の解釈・住民側の解釈両面から考えられる表現方法は、ことに、原状回復の基本方針の根幹に関わることだけに、避けるべきであり、「基本」についてははっきりと定義づけるべきである。

○ なお、岩手県においては、岩手県の実施計画案で「基本的には不法投棄廃棄物及び汚染土壌の全てを支障の除去対象とする」という曖昧な表現で「基本的に全量撤去」としていたが、先般再利用は不可能との見通しから考え方を修正の上、「不法投棄されたものは全量撤去する」と報道機関などで公表し、住民にとってわかりやすいものとなっている。

(4) 「したがいまして、これまでの調査結果から推定されている約67万立方メートルが撤去の対象となるものです。」について

① 「約67万立方メートルが撤去の対象」としているが、これはこれまでの県が説明してきたことと矛盾し、67万立方メートルは不法投棄された廃棄物量であって汚染土壌は含まれていなかったはずであり、あらためて青森県の見解を求めたい。

○ 廃棄物は、焼却灰主体、堆肥様物主体、汚泥主体、RDF様物主体の4種類でその推定量は約67万 m^3 と、これまでこの67万 m^3 は廃棄物であるとの説明しかなく、汚染土壌はそれによって汚染された土壌であって67万 m^3 に加えて例えば廃棄物の下側や横側周辺などに別にあるものではないのか。

② 撤去の対象は、「約67万 m^3 の廃棄物、加えて廃棄物によって汚染された土壌等が」とするのが、これまでの説明の経緯からは自然であり、そう理解してよいか。

- ③ ラグーン及びその周辺は事業場と一体の箇所であり、この土壌は、長年の不法投棄現場内の高濃度汚染地域からの浸出水等によって汚染が地下浸透していると考えられ、その汚染度合いの詳細は今後の調査によるが、撤去対象の「汚染土壌」となることを認識しているかどうか、あらためて青森県の見解を求めたい。
- ④ ラグーン及びその周辺の土壌の汚染調査及びラグーン末端で消散している表流水が地下浸透したあと周辺で沈殿・滞留しているのか・杉倉川まで流れ出ているのかを、水処理施設建設前に早急に調査され、その結果をお知らせ願いたい。
- ⑤ 水処理施設の建設に当たり、調整池建設予定地では掘り進むことによる相当量の捨て土の発生が予想されるが、これらの土壌を十分に調査の上、その結果と適正な土壌の処分の方法をお知らせ願いたい。また、同様に水処理施設本体の建設予定地の地下部についての土壌調査を行い、その結果をお知らせ願いたい。

(5) 「なお、撤去に当たっては、その内容を十分に情報公開しながら、住民や学識経験者等で組織する「原状回復対策推進協議会」などにおいて、例えば、人の健康保護、生活環境保全状の目標値として国が定めた土壌環境基準を満たす汚泥は、一般的には埋め戻しや盛土材、土壌改良材や有機肥料としてリサイクルされている実状に鑑み、そのような汚泥や土壌環境基準を満たす堆肥様物など最終的に土壌に還元される性質のものなどについて、十分説明をし、その有効な再利用の方途について検討していただき、住民の方々のコンセンサスが得られる場合には、現地で有効活用することも可能であると考えております。」について

- ① 新設された、県境再生対策室の報道監の職責及び分掌する業務の内容を詳細にお知らせ頂きたい。また、どの程度の頻度で現地及び田子町にお出でになり、かつ、何を情報公開していくのかもお知らせ頂きたい。
- ② 「原状回復対策推進協議会など」という「など」には、田子町の集約した意見でいう新たな田子町の住民協議会が含まれていると解してよいか。

○ 8月23日開催の住民説明会において青森県は、説明の対象と決定を「原状回復対策推進協議会で決めれば」「委員長または座長が判断すれば」という表現に終始し、この協議会に住民の代表が入っているからそれで良いという認識のようであるが、集約した町の意見でいう新たな田子町の住民協議会での意見・判断・要望・提言を最大限尊重して頂きたいと言う声を無視したものとなっており、田子町としてはとうてい受け入れられない発言である。

○ 集約した町の意見では、『汚染土壌の判定に当たっての調査の方法については、青森県が設置する「県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」での検討に委ねるが、今後田子町が設置予定の「県境不法投棄現場原状回復調査協議会(仮称)」の意見に基づき田子町民の理解の得られる方法によること。また、有害土壌とは、分析調査による土壌環境基準を満たしていても、調査地点周辺の滞留水・地下水が地下水の環境基準を超えるものやその性状等から生活環境保全上の支障の可能性のある土壌であって、その判定は「住民協議会」の意見に基づき田子町に委ねられるべきこと。』としている。

③ 「土壌環境基準を満たす汚泥は、一般的には・・・リサイクルされている実状に鑑み、」とあるが、「一般的には」は理解できても、この現場は一般的などとはとても言えない特殊な、何で汚染されているのかわからない箇所であり、そのような一般的な例は通用・適用できないのではないのか。

○ これまでの住民説明会でも「掘ってみなければ分からない」といっているように、どのような汚染状況であるかを詳細に把握していないにもかかわらず一般的といえる根拠は何なのか。

④ 「土壌環境基準を満たす堆肥様物など最終的に土壌に還元される性質のもの」とあるが、土壌環境基準を満たしてもその性状等から生活環境保全上の支障の可能性のある廃棄物や土壌は撤去の対象とすることを重ねて確認したい。(それらを再利用の対象とすることは認められない)

○ 再利用・現地で有効活用というが、仮に安全な汚泥・堆肥様物があるとしても、汚染されたものと渾然一体となっている現場でどう分別・区分するのか。

○ どのくらいの調査密度で測定・分析し、そして判断するか。仮に土壌汚染対策法で示している100㎡に1点のサンプルとしても膨大な調査地点(11HAで単純に1,100箇所)となるとともに、地下部分については何mごとに調査をするのか。これだけの調査を行う費用と手数及び判断までのタイムラグを考えれば、撤去対象とした方が得策ではないのか。

(地下部が2m毎の調査とすれば廃棄物層平均深度8mとして全4,400箇所、1箇所の調査費用が50万円とすれば調査費用だけで22億円必要で、単純に撤去費用で換算すれば4.2万m³分となる)

⑤ 「住民の方々のコンセンサス」とあるが、「住民の方々」とは田子町の住民の他、影響を受ける周辺、例えば二戸市や下流域の住民を含むのか。また、「コンセンサス」とは「同意」と解してよいか。この場合、同意はどの様な方法でもって得るのか。新たな田子町の住民協議会出の同意はもとより、県の説明会における住民の総意など、住民全ての疑念が晴れ同意があった場合と考えてよいか。

○ 8月23日開催の住民説明会において青森県は、説明の対象ばかりでなく同意もこの「原状回復対策推進協議会」にのみに委ねる発言に終始し、この協議会に住民の代表が入っているからそれで良いとい

う認識のようであるが、これは町の集約した意見を全く無視している考え方である。

- 「住民の方々のコンセンサスが得られる場合には」とあるが、住民が再利用などは認められないと言え
ば、県は全量撤去するのか。
 - 住民が全量撤去を求め実現するためには、これから10年間の対策期間を通じて、県からの説明に対
して一度も廃棄物等の再利用に合意することなく、ずっと「ノー」と言い続けなければならない。
 - 今後10年間で何回コンセンサスを得るための会議や説明会を開催される予定なのか。これは県にと
っても住民にとっても大変な負担であろう。
 - 町として意見を集約して、全量撤去してほしいと伝えてあるのに、それでもなお相談していきたいとい
うのは、やはり、県の本音は部分撤去であると、誰でもそう思わざるを得ない。住民は「基本的に」ではなく
完全な全量撤去を求めているのである。
 - 県の本心が全量撤去したいということなら、なぜ住民の手をわずらわせるこのような仕組みをわざわざ
つくるのか。そもそも「再利用したい」と住民に相談すること自体、それは再利用し、部分撤去にとどめた
いということではないのか。
 - 全量撤去がいいと思っているのか、それとも部分撤去で済めばよいと思っているのかは、はっきりして
頂きたい。県と町、住民との信頼関係が無ければ今後の対策がうまくいくはずがない。信頼関係を築くた
めにも、まず、県から本心を出して頂く必要がある。
- ⑥ 「再利用」・「現地で有効活用」とあるが、再利用とはどういうことか。何に活用できるの
か。
- これまで、住民は一貫して全量撤去して頂きたいと要望してきたが、有効活用などというこ
とは言ったことがない。そして再利用・有効活用については、これまでの県の説明にもなかつ
たことであり、県の考え方の詳細を十分に説明すべきである。
- 8月21日開催の県議会環境厚生常任委員会答弁では、現場を谷地形に戻す場合に覆土材として使う
旨が一例として示されているが、これは環境再生を視野に入れたときのあくまでも撤去後の話である。撤
去終了まで、その有効活用が可能と考えるものを、いったい一時的にもどこに分別して保管しておくこと
となるのか。

(6) 「このような原状回復対策によって、流域の方々が安心、安全に暮らし
ていけるものと確信しております」について

- ① 「**廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本**」とすることで、田子町以外の流域の方々
は納得するのかもしれないが、田子町としては「**基本**」の真意が明確にならない限り納得の
いくものとはならない。あらためて「**基本**」とした理由を尋ねたい。
- ② 「**約67万m³の廃棄物、加えて廃棄物によって汚染された土壌等を完全に撤
去します。**」と青森県が明言すれば、初めて田子町の住民が将来に亘って安心、安全に将
来暮らしていけるものであり、ご再考願いたい。

(7) 「現場は県境に跨っておりますが、一体のものとして対応していく必要
があると考えており、岩手県とも十分に連携して対応してまいります。」
について

- 8月21日開催の県議会環境厚生常任委員会で岩手県との信頼関係がないとの指摘があ
るように、合同検討委員会や技術部会での議論がいわば途中で終了し、その後は両県別々
の協議会を立ち上げそれぞれに原状回復対策を講じようとしていることに懸念がある。
- 特に、岩手県側の廃棄物の分布から、それらによって汚染された地下水や表流水のほとん
どは、回り回って全て田子町の飯豊境沢(通称倉の沢)に流れ出してくることから、当然岩手
県と青森県が遮水壁を同一のレベルで建設すべきで、田子町民としても岩手県に今後訴えて
いくが、青森県も田子町と連携してこの実現に努力して頂きたい。
- 合同検討委員会方針では「西側と東側では種類、量、有害性等が異なることから、それぞ
れの特性に応じた最も効果的な対策を講ずることとし」としているが、その前提となる廃棄物
の量・種類等について、岩手県の調査により、この7月にその量が約1.8倍、特管相当廃棄
物は約4.8倍となった時点で大きく変化しており、現場の特性に大きな違いは無くなったと認
識している。(特にAB地区下流の谷地形や敷地境界観測井戸での汚染拡散の兆候等)
- これらのことから、青森県の考え方、すなわち、遮水壁など汚染拡散防止対策を講じてから
の撤去の実施と、岩手県の言う撤去することで汚染の拡散を防止し必要に応じて鋼矢板を打
ち込んで遮水すること、このどちらが技術的に正しく望ましいのかの検討を、直ちに両県合同
で行うべきである。
- さらに、現場の特性に大きな違いが無くなったことから、県境に遮水壁を設置する青森県の
計画について、この部分は見直しが必要で、現場全体の周囲を遮水壁で囲む必要があるの
ではないのか。
- 青森県と岩手県との8月22日の会談では、岩手県の担当部長が「流域の住民には迷惑は

かけない、安心して欲しい」と発言した旨の新聞報道がなされているが、言葉だけでは安心できるものではない。技術的な裏付けも必要と考えている。

- このため、両県で設置した協議会を合同で開催し、その是非について議論し、結論を実施計画策定前に出すべきと考えている。岩手県側で汚染拡散が始まったら、田子町の死活問題となる。この点は、岩手県に申し入れ、技術的連携を取って万全の措置を講じて頂きたい。

(8) その他の事項

田子町の集約した意見で下記のように指摘しているように、10年間で不測の事態等によって計画通り達成できないこともあり得るが、その場合は、県の責任において継続的に最後まで実施することを確約して頂きたい。

- 8月23日開催の住民説明会で、前田環境生活部長は「できる限り10年間でやりたい」とのお答えしかならず、仮のこととはいえ、質問に対して10年後のことには言及されずに終わっている。県の職員の方は、異動や退職で担当を離れることはあっても、住民は今後何十年もここに住む者ばかりである。
- 汚染拡散防止対策として水処理施設と遮水壁の建設に4年を要することとなっているが、技術的検討の元に可能な限りこの期間を短縮できないのか。原状回復の本来の目的である廃棄物及び汚染土壌等撤去に要する期間を可能な限り確保できるよう検討して頂きたい。

「県の財政事情から特措法に基づく有利な補助事業により原状回復対策が実施されることは理解できるが、措置期間が限られるとともに国の基本方針に基づく事業のみが対象とされることから、必要な事業については県単独でも実施すること。」

- 最終の合同検討委員会で、県が実施する計画と国の支援策が費用対効果等から必ずしも一致するとは限らないとの指摘があるが、一致しない事業については、地元住民の目線に立った県独自の方針に基づき実施すること。これは行政責任を果たすためにも必要なことと考える。
- 原状回復及び環境再生の実現が、事業実施中に不測の事態が生じることにより、計画期間内に達成されないおそれがあり、この場合においても、原状回復及び環境再生の実現まで県の事業を継続すること。

2 現地処理施設建設に対する県の考え方について

- (1) 町の集約した意見では、全量撤去の実現のためには、搬出車両の交通事故、風評被害の長期化、確実なる撤去された廃棄物等の処分先などの問題点等があることを指摘し、さらに田子に着せられた負のイメージ、風評被害等について、被害者の田子町に対するつぐないと将来展望を求める声が出るのは自然のことから、これらの諸問題を解決するとともに全量撤去による原状回復を円滑に図る手段として、青森県自らが、現地に、技術的検討のもとに最も優れる廃棄物等の処理施設を建設し、全量撤去した廃棄物等を住民が安心・安全な水準まで処理・処分することを青森県への提言として提示した。

しかしながら、県では、全量撤去の住民の願いを、現地での再利用を含む基本的な全量撤去、いわば部分撤去とした上にさらに、その全量撤去の確実な実現方法である現地処理施設建設の提言に対して、十分な検討内容を提示しないまま困難であるとの素っ気ない回答を行ったことは、単に現地処理施設建設を拒否しただけではなく、全量撤去も行わないと表明したのと同様にとらえるものである。

この県の考え方については、どうしたらできるかという前向きな検討から出た結論ではなく、やらない前提の元での回答でしかないと考えられる。この考え方は、住民の集約した意見による提言を無視したものとなっており、全く承伏できない・受け入れ難いもので、今後はこれらに関する諸問題を県と議論し、その実現に向けて取り組んでいきたい。

(2) 個別的に疑義のある事項

① 「特別措置法の期間内での実質稼働期間」について

処理施設実現まで5年半必要というのは、するつもりがないという姿勢から、言い訳をするために過度に長く見積もっているとしか考えられない。やる気が有れば(やらざるを得なくなれば)、県が事業主体で行うことから、アセスメントと設置及び処分業の許可は同時並行で進むことができる。長くても4年以下で可能ではないか。

さらに、1日100トンの処理能力未滿の施設の場合は、アセスメント条例の対象外であることから、小規模な施設を組み合わせればアセスメントの必要はないと考えられるが、県の見解はどうか(組み合わせの場合その距離が問題となろうが、どの程度距離を空ければ可能かをご検討のうえ明示して頂きたい)。

② 「施設の規模、性能及びその費用」について

- i) 汚染拡散防止対策後に撤去対象量57.4万 m^3 を6年で処理するとすれば、1日270トン(24時間稼働)の処理施設が必要であるが、特管相当廃棄物のみ(23.4万

m³)を溶融施設での処理対象とすれば、1日100トン未満の処理能力の溶融施設でおおよそ対応可能となる。(しかもアセスメントの対象外)

その他、34万m³については、今後技術的に最も良い処理方法(必ずしも全てが溶融などの同一の処理方法としなくてもいいはずである。)を検討できる余地がある。

ii) 敷地については、一日処理量100トンの処理能力施設で、50m×50m(高さ10m)＝0.25HAのわずかな敷地で可能な溶融炉もある。

iii) 建設費用は、75億円(1日処理量100トン)、発電機4億円(電力、水、重油備蓄施設等のインフラ整備費は不要)、合計80億円以下となる例もある。(その他撤去費用2億円)

処理費用概算は年間5億円で、6年間稼働し21万トン処理した場合の総経費は約111億円となり、トン当たりの処理費に換算すれば52,857円で、全量撤去した場合の県の概算費用(67万m³＝67万トンとした場合の処理費用が350億円としての平均値)52,239円とほぼ同額でできる。ただし、県の概算費用は平均値であり、特管相当物ならそれよりさらに高額となるはずで、これを考慮すれば相当有利となるはずである。さらに処理施設の建設費に廃棄物処理施設整備費補助(1/4)が得られれば、かなり有利となるのではないか。

iv) その他現地処理施設建設案での提案

田子町の集約した意見での現地の処理施設は、大型の溶融炉に限定したものではなく、現場の廃棄物及び汚染された土壌などについてはいろいろの処理方法があるはずである。

技術的には様々な会社が、特に名が通った大手の会社ばかりでなく、ベンチャー的企業がいろいろな技術的提案を持っているようであり、住民は、どういふ方法が技術的に優れ、また、将来に向けて安心・安全な処理ができ、かつ、それがコスト的に県の試算する撤去し搬出して処分する費用と比べて効率的なものであるかの検証を行って頂きたいと考えるものである。

このため、これらが住民の目に見える形で進めるためにも、また、撤去作業が本格化する4年後までに実現させるためにも、現場の一部(例えば、一時移し替えした部分や旧中間処理施設)を試行及び実証試験の場として区画して解放し、様々な会社実際にその廃棄物等をその会社ごとの提案方法に基づいて処理させることによる、いわばプロポーザル方式をとって、検討・検証していけばよいのではないか。

ただ、できない・しない等と、埒のあかない説明ばかりされていても時間が無駄に過ぎるだけである。

通常の行政手法ではそのようなことは難しいのは重々承知だが、特殊ケースだからこそこのような事案が発生したのであり、その対処のためにはあらゆる手段やアイデアをもって実施されるべきである。

③-1 「現場外の既存処理業者活用による全量撤去の問題点への対応」 について

県はこれまでの住民説明会等において、既存処理業者の実態を明言しておらず、これが住民の最も心配することと、不信を募っていることから、これらについて以下の点を明言されたい。入札をするのでとかの言い訳ではなく、想定あるいは受入可能な処理業者の調査は当然行われているはずで、それらをお答えして頂きたい。(以下の i から v まで)

これらをはっきりさせない限りは、町民の感情を逆撫でするばかりでなく、撤去するという言葉を疑わざるを得ない。また、現地処理施設による処理案を否定することはできないはずである。

- i) 特管相当廃棄物を処理できる県内の処理施設は八戸市及び青森市で2箇所としているが、そのおのこの1日処理能力。そして、そのうち、当該現場から搬出された廃棄物が継続的にその処理業者が保証して10年間受入処理できる1日処理能力
- ii) その2業者の処理施設で、当該現場の廃棄物の特性をもっても確実に10年間で処理できるという担保
- iii) この2業者が何らかの都合・事故などにより受入困難となった場合の回避措置として、他県の業者の処理能力と受入可能な能力
- iv) 特管相当廃棄物以外の廃棄物(34万 m^3)の廃棄物の区分ごとの具体的中間及び最終処分方法(溶融、焼却、無処理で管理型最終処分場での最終処分など)及び県内で想定している処理委託先(場所)
- v) これらに関連して、8月16日に措置命令で首都圏の排出会社が廃棄物を撤去したことについて、ごみ固形物は青森市の青森リニューアブル・エナジー・リサイクリング株式会社で処分されているが、その運搬を行った業者名、運搬車両の種別と構造、運搬ルート、溶融処理されたスラグなどの最終処分先(場所と業者名)及び処分に要した1トン当たりの費用の明細(運搬費・中間処分費・最終処分費)をお知らせ頂きたい。

③-2 「搬出大型車両の往来に伴う騒音・振動、交通事故の問題等」 について

適切な対策でもって町民生活の安全確保ができるということは、当然、処分方法、処分量ごとに処理委託先が想定されている上での検討結果であろうことから、具体的な対応策について、委託先おのこのについて、次の点を明言されたい。

- i) 撤去に伴う車両の予定通行ルート(想定される処理委託先毎に図示して頂きたい)
- ii) 通行ルート毎の一日通行見込み車両台数(年度ごと)及び田子町内での走行時間帯並びに通行に伴い影響が出る騒音・振動・粉塵(泥を含む)等の環境影響予測と評価

- iii) 運搬車両の概要(種類及び一台当たりの運送能力)及び委託方法(廃棄物の処理と運搬を同一業者に委託するのか分離するのか)
※香川県豊島の例では、密閉してたとえ船が沈んでも汚染が漏れない専用のコンテナ車を使用しているが、当然田子の現場においても運搬中に大気等へ有害物質が漏れない・蒸散しない専用の運搬手段を講じることとなるのか
- iv) 土・日・休日及び冬期氷結期間(12月中旬～3月)にも運搬を予定しているか否か。冬季に運搬するとすれば、融雪剤による塩害について周辺農地及び沢水・河川への環境影響予測と評価
- v) 通行ルートごとの国道・県道などの改良整備予定の有無と有る場合の具体的な改良整備計画
- vi) 車両の分散化とは、通行ルートを特定に偏らないで分散させることとしているが、i) ii)の予定通行ルート・推定車両通行台数を明言することでその具体的対応を示されたい。
- vii) 走行速度の制限とは法定の制限速度以下にすることか。机上では何とでも計画できるが、実態上実施不可能であり、また交通渋滞を引き起こすことともなるが、その見解
- viii) 誘導員の配置は具体的にどこの場所に何人配置するのか。通行ルートごとに明示されたい。
- ix) 撤去作業に伴う騒音と振動が一番懸念される。静寂な地域であることを考慮した場合、騒音に係る環境基準としては最も厳しいAA地域類型を基準とするのか。
また、環境基準が満たされない場合はどう対応されるのか。
- x) 撤去運搬は、県が実施主体で委託で行われると考えるが、交通事故など不測の事故が生じた場合の補償は、法的には委託された業者の責任となるとしても、それらについてはその補償交渉を含め県が受け皿となって誠実に行うことを、明言されたい。そうでなければ住民は安心できない。

3 農林水産物の風評被害に対する県の考え方について

- (1) この県の考え方では、風評被害対策には全くふれられておらず、風評被害との関連をどう県が考えているのか。原状回復対策実施中の風評被害対策の具体的な取り組み方針と予定する実施内容を明らかにして頂きたい。
- (2) 香川県豊島の不法投棄事件では、風評被害対策として香川県が30億円の基金造成と5億円の緊急融資枠を創設して、風評被害対策の1つとしている。この場合、漁業水揚げ高が年間約50億円弱の直島が対象となっているが、これを田子町に当てはめれば、田子町の農業産出額が60億円強(馬淵川流域全体では430億円)であることから、香川県の例からは相当額の基金でもって対処することも考えられるはずである。
青森県では、田子町が被害の当事者となっている現実を鑑みた場合、このような基金造成による対策を講じる考えがあるのかないのかをお尋ねしたい。